○労働安全衛生法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二六・六・二五法八二）本則（平成二八・六・一施行）

（技術上の指針等の公表等）

第二八条①②（略）

③（柱書略）

一　第五十七条の三第四項の規定による勧告又は第五十七条の四第一項の規定による指示に係る化学物質

二（略）

④（略）

（事業者の行うべき調査等）

第二八条の二①　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

②③（略）

（表示等）

第五七条①（柱書略）

一（柱書略）

イ（略）

ロ　成分（略）（改正により削られた）

ハ・ニ（略）（改正後のロ・ハ）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項（改正後のニ）

二（略）

②（略）

（文書の交付等）

第五七条の二①　労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項（以下この条において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一―七（略）

②③（略）

新**第五七条の三**（改正により追加）

第五七条の三―第五七条の五（略、改正後の**第五七条の四―第五八条**）

第五八条　削除（改正により削られた）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第九三条①②（略）

③　労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の三第四項の規定による勧告、第五十七条の四第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

④（略）

（国の援助）

第一〇六条①　国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の五、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

②（略）

第一二九条（柱書略）

一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十五条、第三十三条の二、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の三第七項、第四十四条の三第五項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の四第五項、第五十七条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二―四（略）

第一二〇条（柱書略）

一　第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第二項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十七条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条の三第二項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第八十七条第六項、第八十八条第一項の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

二　第十一条第二項、第十二条第三項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の四第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第三項の規定による命令又は指示に違反した者

三―六（略）